

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組**を支援します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

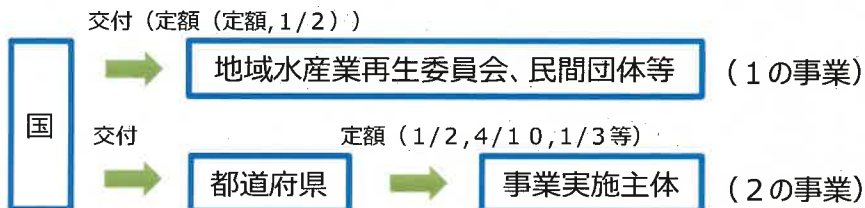
1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

- 浜プランの着実な推進を図るため、**浜プランの見直しを行う活動、漁村女性による実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業

- 漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設等の整備、密漁防止対策、コスト削減、作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組等**についてハード・ソフト両面から支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な整備を支援
- ・生産コストの削減や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー



荷受け情報の電子化

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

<対策のポイント>

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組を支援します。

<政策目標>

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得：130万円以上〔31年度目標〕）

<事業の内容>

1. 離島漁業再生支援交付金

- 離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で以下の取組を実施する漁業集落に対し、交付金を交付**します。

① 漁業の再生に関する話合い

② 漁場の生産力向上のための取組

種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、漁場監視等

③ 漁業の再生に関する実践的な取組

新規漁業・養殖業への着業、低・未利用資源の活用、高付加価値化、販路拡大、海洋レジャーへの取組等

2. 離島漁業再生支援推進交付金

- 上記の取組活動を進めるに際し、都道府県、市町村に対して**事務経費などを支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させるため、各地域が定める集落協定に基づき行う以下の取組等に対して支援します。



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖



体験漁業



サワラ高付加価値化

【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

<対策のポイント>

特定有人国境離島地域における漁業集落の維持を図るため、**漁業・海業の起業又は事業拡大による雇用機会の拡充を図るための取組を支援**します。

<政策目標>

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得：130万円以上〔31年度目標〕）

<事業の内容>

○ 以下の取組を市町村が支援する場合に要する経費に対して、交付金を交付します。

① 雇用を創出するための取組

新たな漁業又は海業※に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費を支援します。

※「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等。

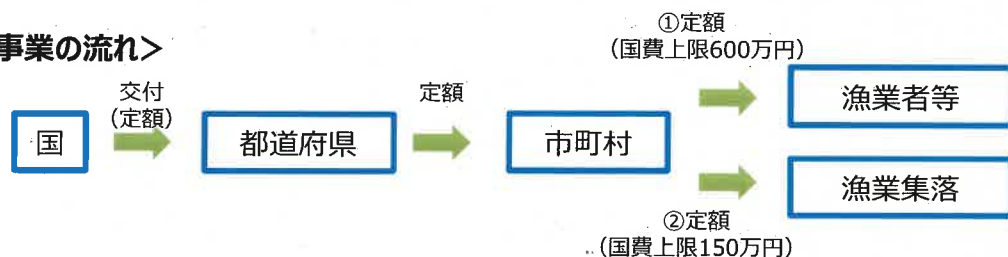
② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で**基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費を支援**します。

【対象地域】

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【取組事例】

① 雇用を創出するための取組

- 地域の水産物を利用した漁家レストランや水産物の直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

- 漁業集落内の景観の維持又は保全に取り組む経費を支援します。



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

<対策のポイント>

離島における漁業の新規着業にかかる初期投資負担を軽減し、漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

<政策目標>

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得：130万円以上〔31年度目標〕）

<事業の内容>

- 「浜の活力再生プラン」を策定する地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船や漁具等を、当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付します。

【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島

【対象漁業集落】

「浜の活力再生プラン」を策定する地域に所在する集落

【対象新規就業者】

次の要件を全て満たす者

- ・独立して3年未満かつ45歳以下の者
（ただし、「漁業人材育成総合支援事業」の長期研修受講者は48歳以下）
- ・漁船を所有していない者（漁船のリースを希望する場合）
- ・本事業実施初年度から3年間以上漁業に従事する予定と意欲がある者

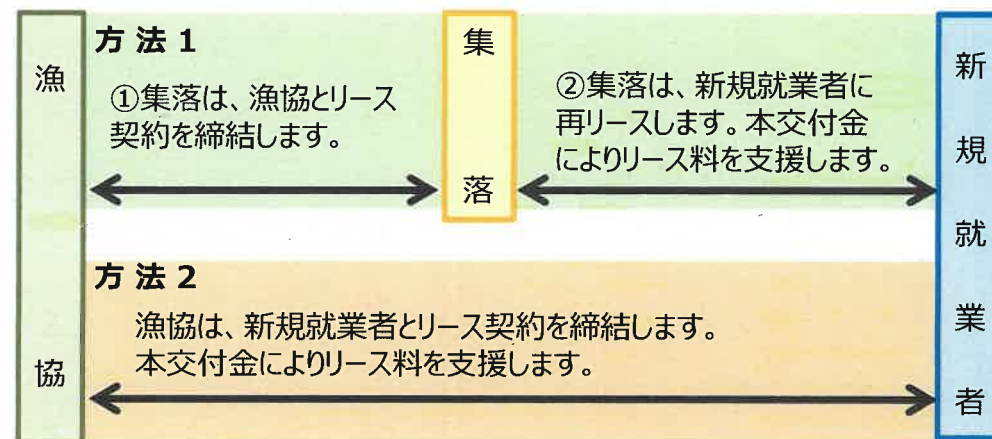
<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 当該漁業集落又は漁業協同組合が、漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援します（最長3年間）。

【リースのスキーム図】



- リース料は、漁船等の減価償却費、修繕費、検査料、税などで決定されます。
- 新規就業者は、燃油代、維持・管理費、漁船保険料などを負担します。(支援対象外)

【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔平成32年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策 ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策 ② 農福連携対策

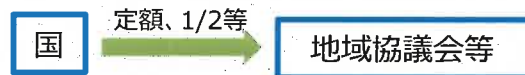
3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

- ① 山村活性化対策 ② 農山漁村活性化整備対策

<事業の流れ>

- 1 ①から3 ①までの事業を実施する場合



- 3 ②の事業を実施する場合



<事業イメージ>

普及啓発

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ブランド化に向けた専門家からの助言

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。



マルシェの開催

交流

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。



インバウンド受入体制の整備

農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。



障害者に対する農業技術の指導

定住促進

山村活性化対策

地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- (2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

「農泊」の推進

【平成31年度予算概算決定額 5,258 (5,655) 百万円】

<対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、効果的な国内外へのプロモーション等を実施します。

<政策目標>

「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域 [平成32年まで]）

<事業の内容>

1. 農泊推進事業

- 都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進するため、**農泊ビジネスの体制構築**や地域資源を活用した魅力ある**観光コンテンツの磨き上げ**、及び**専門人材の確保**等を支援
- 増大するインバウンド需要に対応するための、**ストレスフリーで快適に滞在できる環境の整備**等への支援を拡充（2年間の事業が完了した地域に対し、1地域200万円を上限に追加支援）

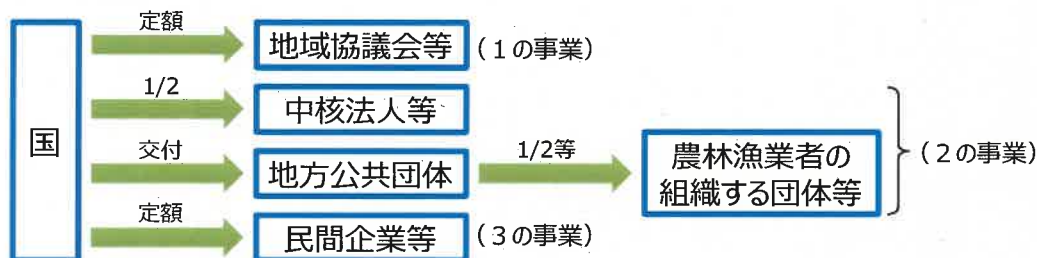
2. 施設整備事業

- **古民家等**を活用した滞在施設や**農林漁業・農山漁村体験施設**、活性化計画に基づき**農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設**など、農泊を推進するために必要となる**施設の整備**を支援
- 増大するインバウンド需要を含む国内外の旅行者を確実に受け入れられる**収容能力の確保**のため、**地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備**への支援を拡充（1地域1億円を上限に支援）

3. 広域ネットワーク推進事業

全国で農泊に取り組む地域が効率的かつ効果的に事業を推進できる環境を整備するため、**デジタルマーケティング手法**等を活用した国内外へのプロモーション、**他分野との連携**等の取組を支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等
- **事業期間** 2年間等 ○ **交付率** 定額



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



【2の事業】

- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核となる法人等
- **事業期間** 2年間 ○ **交付率** 1/2（上限2,500万円等）
（活性化計画に基づく事業）
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間 ○ **交付率** 1/2等



古民家を活用した滞在施設



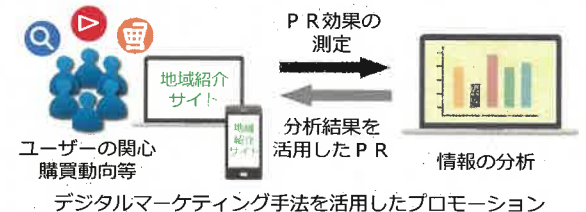
農産物販売施設



廃校を改修した大規模滞在施設

【3の事業】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県 等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

<対策のポイント>

被災した漁業協同組合、水産加工業協同組合等の水産業共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設等)のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設の整備を支援します。

<政策目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興 [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 水産業共同利用施設復旧整備事業

- 被災した漁業協同組合、水産加工業協同組合等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、鮮度保持施設、給油施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設等を整備する場合、整備費の一部を助成します。
- 地震や津波により被害を受けた漁港が必要最低限の機能回復を図るための施設(係船環、車止め、物揚場等)及び漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、整備費の一部を助成します。

<事業イメージ>

(補助対象施設の例)



荷さばき施設



加工処理施設



鮮度保持施設



給油施設



カギ・ホタテ等
養殖施設



魚類・貝類
種苗生産施設



さけ・ます
種苗生産施設



物揚場等の係留施設

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2391)
(2) 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383)

<対策のポイント>

意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう、「広域浜プラン」等に基づくリース方式による漁船導入や産地施設の再編整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器の導入等を支援することにより、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進します。

<政策目標>

1 経営体当たりの生産額を10%以上向上 [平成32年まで]

<事業の内容>

1. **水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業** 20,120百万円
○ 中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入を支援します。
2. **競争力強化型機器等導入緊急対策事業** 5,620百万円
○ 生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援します。
3. **水産業競争力強化緊急施設整備事業** 3,200百万円
○ 競争力強化のために必要となる**共同利用施設**の整備、**産地市場**の統廃合の推進に必要な施設の整備及び関連する旧施設の撤去を支援します。
4. **水産業競争力強化金融支援事業** 994百万円
○ 漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金について、**実質無利子や無担保・無保証人等での融資**が可能となるよう支援します。
5. **広域浜プラン緊急対策事業** 2,350百万円
○ 意欲ある漁業者が実施する**収入向上・コスト削減の実証的取組（養殖用生餌の安定供給、機能再編等）**や安定的な操業に必要な**クロマグロの混獲回避活動**を支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2



<事業イメージ>

広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン）

広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的漁業者の育成、漁船漁業の構造改革を推進

< 広域浜プランに基づき以下を実施 >

- 中核的漁業者を認定し、漁船の導入促進
- 生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入促進
- 施設の再編整備等を推進
- 収入向上・コスト削減の実証的取組（養殖用生餌の安定供給、機能再編等）への支援及び安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動への支援



水産業の体質強化を図り持続可能な操業体制への転換を推進

< 導入例 >



漁船



機器等（エンジン）



産地市場



水産加工処理施設

【お問い合わせ先】 水産庁研究指導課 (03-6744-2031)